

令和6年2月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年2月総会議事録

1 日 時 令和6年2月15日（木） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権4件・農地中間管理事業に係る利用権35件)

第4号 農業振興地域整備計画の変更について (3件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (4件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(10件・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更5件)

3 土地造成届出受理報告 (1件)

4 その他

・次回総会 3月15日（金） 午前9時30分から 市役所3階会議室

・現地調査 3月 4日（月） 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

三隅地区 2月26日（月） 午前10時から 三隅支所

長門地区 2月26日（月） 午後 2時から 市役所3階委員会室

油谷地区 2月29日（木） 午前10時から ラポールゆや

日置地区 2月29日（木） 午後 2時から 日置農村環境改善センター

4 出席委員（18人：議席順）

1番 岡藤 英雄

2番 村岡 清美

3番 岡島 史真

4番 西村 志おり

5番 大田 寛治

6番 河野 八千代

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

10番 高林 司

11番 林 一志

12番 木村 友則

14番 林 弘幸

15番 大田 裕美

16番 木村 正雄

17番 大汐 光晴

18番 深水 一男（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 欠席委員（1人）

13番 名和田 栄治

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 6 年 2 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 4 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、1 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 6 年 2 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名、本日の出席委員は 18 名、欠席委員は 1 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

15 番、大田裕美委員、16 番、木村正雄委員、よろしくをお願いいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 148 m²。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から規模拡大をしたいと考えていたと

ころ、譲渡人から申し出があったので、応じることとした。譲渡人は、数年前から身体を壊し、耕作が困難となり、農業後継者もいないことから譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から北東へ約 800m に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 14 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 4 番

14 番、林です。

2 月 2 日、会長、先野推進委員、事務局と私で現地の確認をいたしました。

申請地につきましては、●●地区にあります。

ほ場の状況といたしましては、なだらかな傾斜地に畑地が数枚あり、申請地に譲受人の●●さんの畑が隣接しております。

事務局から説明がありました通り、譲渡人は数年前から身体が不自由になり、杖なしでは歩行も難しい状態で、今後、農地を維持管理するのが難しいということで、今回の申請に至ったということです。

以上のことから、何も問題はないと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は、登記簿は田、現況は畑、面積は512㎡。ほか1筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から畑として利用していたが、所有者から申し出がありこれに応じることとした。譲渡人は、市外に居住しており耕作困難であるため、譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から南南東へ約260mに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作

業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の7番、中野委員、補足説明をお願いいたします。

7 番

7番、中野です。

2月2日に、大野会長さん、事務局の方3名、そして鈴川推進委員さんと私で現地調査を行いました。

事務局の方から説明がありましたように、以前から利用されているということから、所有権の移転に関しては、何も問題はないと思っております。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。

番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は475㎡。ほか4筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、退職に伴い、果樹などの栽培をして生活の糧にしたいと思い、住居から近距離にある当該農地を購入することとした。

譲渡人は、耕作地が広大であり、手が回らないこともあり、当該農地を手放すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から東へ 1.9km に位置する農地です。

また、7 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当の 2 番、村岡委員、補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番、当地区担当の村岡です。
2 月 2 日、大野会長、西村推進委員、事務局 3 名と私の 6 名で現地調査を行いました。
ご自宅のすぐそばということで、事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと思われます。
皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(意見、質問なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号4について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は965㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、申請地が自己用住宅を計画している隣接地にあり、果樹栽培や畑を耕作したいので譲り受けたい。譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が難しくなったところに譲受人からの申し出があったので、応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から東へ約1.9kmに位置する農地です。

また、9ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長	引き続いて、当地区担当 4 番、西村委員、補足説明をお願いいたします。
4 番	当地区担当の 4 番、西村です。 2 月 2 日、大野会長さんと、事務局の皆さんと私で現地調査を行いました。 荒れ果てていた農地を、現在は果樹を定植できる程度に開拓されています。畑として使用するには、まだまだ手入れをする必要があるかと思われますが、開拓されている様子を見ると、今後も手入れを続けていかれると思いますので、皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。差し替え分の 3 ページをご覧ください。 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和 6 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は 1,960 m²。 譲受人は、●●▲▲番地▲、株式会社●●、代表取締役、●●さん。 譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 転用の目的は農業用倉庫、事務所、会議室、駐車場及び農業用機械駐車

場です。

理由としまして、譲受人は、申請地周辺の圃場は譲受人が全て利用権設定を受けており通作に便利であるため。譲渡人は、農業法人として営農しているため、土地と構築物所有権を法人に統一したいため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 10 ページをご覧ください。●●から南東へ約 1.5km に位置する農地です。

また、11 ページには公図、差し替え分の 12 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当します。原則転用が許可できない農地ですが、転用目的は農業用施設の設置であり、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号に該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透にて処理し、汚水については汲み取りにより対応するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本案件は無断転用案件です。

申請者は、平成 21 年に農業用施設設置届により作業所を設置しましたが、その後、平成 22 年から令和 5 年にかけて、今回申請に至った建築物等を農業施設設置届や農地転用許可申請をすることなく、増設したものです。

申請人からは、農地法について不確知であったこと、今後、農地法を遵守する旨の始末書が、長門市農業委員会会長宛てに提出されております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 11 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 1 番

11 番、林です。

2 月 2 日、大野会長、事務局の方と私で現地確認を行いました。

現地は、農免道路のすぐそばで、作業効率としては非常に良い場所にご
ざいます。元々の土地の所有者の方が●●さんで、法人の方に所有権をま
とめるということなので、何ら問題はないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進
計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。4 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認に
ついて。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)
附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に
よる農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19
条第 3 項の規定による下記農地利用集積等促進計画の申請があったので、
審議を求める。

令和 6 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 6 年 3 月 1 日の公告となります。

従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっ
ております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借が、長門地区が、2 件 2 筆の 1,745 m²、日置地区が、1 件 1 筆の
1,004 m²。

計が、3 件 3 筆の 2,749 m²です。

使用貸借は、長門地区が、1 件 2 筆の 904 m²です。

合計しますと、長門地区が、3 件 4 筆の 2,649 m²、日置地区が、1 件 1 筆の 1,004 m²。

総計が、4 件 5 筆の 3,653 m²となります。

詳細につきましては、5 ページ以降をご覧ください。

次に、差し替え分 7 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、16 件 32 筆の 43,018 m²、日置地区が、1 件 3 筆の 8,834 m²、油谷地区が、12 件 27 筆の 52,949 m²。

合計が、29 件 62 筆の 104,801 m²となります。

使用貸借ですが、三隅地区が、5 件 8 筆の 11,909 m²、日置地区が、2 件 2 筆の 6,226 m²です。

合計しますと、三隅地区が、5 件 8 筆の 11,909 m²、長門地区が、16 件 32 筆の 43,018 m²、日置地区が、3 件 5 筆の 15,060 m²、油谷地区が、12 件 27 筆の 52,949 m²。

総計が、36 件 72 筆の 122,936 m²となります。

詳細につきましては、8 ページ以降をご覧ください。

なお、差し替えに関する補足説明をいたします。差し替え分 10 ページ、番号 35 についてですが、今年度、国の補助による圃場整備が完了した農地で、補助金の事務手続きの都合上、年度内に農事組合法人に利用権設定をすることが必要であるため、追加されたものでございます。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び中間管理事業法第 18 条第 4 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。12 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 6 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

はじめに重要変更、除外となります。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 1,193 m²。うち、除外面積 1,193 m²です。

申請者は、●●市大字●●▲▲番地、●●株式会社。

除外の理由は、建売住宅です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 13 ページをご覧ください。申請地は、●●から南西へ約 1.3 k m に位置する農地です。

また、14 ページには公図を、15 ページには土地利用計画図等を添付しております。

この案件につきましては、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。

ここで、「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について、説明をいたします。

1 号については、建売住宅の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは

ないと認められる。

3号については、農用地域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、農地法施行規則第33条第4号が規定する「第1種農地において、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

事務局の説明は、以上でございます。

議 長 本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

10番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

10番 10番、当地区担当の高林です。
2月2日、会長、事務局と萩原推進委員と私で、現地調査を行いました。
別に問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長 他にどなたか、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件農地を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除

外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2、軽微な変更、用途変更についてです。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、現況地目は田、台帳面積1,608㎡のうち、用途変更する面積は55㎡です。

申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。

変更の目的は、農作業用機械駐車場です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び16ページをご覧ください。●●から南東へ約630mに位置する農地です。

また、17ページには公図を、18ページには土地利用計画図を添付しています。

当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第4号の「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えないもの」に該当し、「軽微な変更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。

なお、中山間直接支払制度及び多面的機能直接支払制度の対象農地となっておりますが、除外予定であり問題はないと考えられます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

1 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 番	1 番、当地区担当の岡藤です。 2 月 2 日、事務局の方 3 名と、大野会長さん、当地区の池本推進委員と私の 6 名で現地の確認を行いました。 この駐車スペースは、後に報告事項 3 で説明がございましたが、土地の造成工事を行います。これに合わせて作業の効率化を図るために、県道からの入り口に駐車スペースを作ろうということですので、特に問題はないと思います。 皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。
議 長	ほかに質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件農地について、長門市農業振興地域整備計画を一部変更し、農用地を用途変更することに同意される方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件農地については、長門市農業振興地域整備計画を一部変更し、用途変更することに同意すると決定をいたします。 引き続き、番号 3 について、事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明いたします。 番号 3、同じく軽微な変更、用途変更についてです。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 929 m²のうち、用途変更する面積は 929 m²です。 申請者は、●●▲▲番地、株式会社●●、代表取締役、●●さん。 変更の目的は、水稻用育苗施設です。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 19 ページをご覧ください。●●から西へ約 1.7km に位置する農地です。 20 ページには公図を、21 ページには土地利用計画図を添付しています。 当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えないもの」に該当し、「軽微な変更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。

なお、多面的機能直接支払制度の対象農地となっておりますが、除外予定であり、問題はないと考えられます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

10 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

10 番

10 番、担当の高林です。

2 月 2 日、会長、事務局、推進委員の萩原さんと私で、現地の確認をいたしました。

今回は、●●さんの田であり、●●さんは稲作農家であり、家の前の田んぼで苗箱を約 8,000 箱ほど仕立てておられますが、現在使っている田んぼは狭いため、隣の田んぼを埋め立てて育苗用の施設にしたいと考えておられます。

別に問題はないと思われますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は、以上でございます。

質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地について、長門市農業振興地域整備計画を一部変更し、農用地を用途変更することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地については、長門市農業振興地域整備計画を一部変更し、用途変更することに同意すると決定をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明に入らせていただきます。資料の 13 ページをご覧ください
けたらと思います。
報告事項 1、土地現況証明報告でございます。
番号 1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は畑、面積は 429
㎡。
申請者は、●●県●●市●●▲丁目▲の▲の▲▲、●●さん。
現地は雑種地となっており、農地としての活用は不可能な状態となっ
ていることから、令和 6 年 2 月 2 日に大野会長、林農業委員、事務局とで現
地を確認いたしまして、令和 6 年 2 月 2 日付けにて、雑種地として証明を
しております。
ほか 3 件の、土地現況証明報告となります。
以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろし
いでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項 2 について、説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明いたします。14 ページをご覧ください。
報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。
通常の利用権設定に係る合意解約でございます。
番号 1。
通知者ですが、貸付人は、●●市●●町▲丁目▲の▲▲、●●さん。
借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 1,195 ㎡。
ほか 1 筆。
令和 5 年 12 月 31 日に合意解約をしております。
ほか 9 件の、合意解約となります。
続きまして、16 ページをご覧ください。
農地中間管理事業に係る合意解約でございます。
番号 1。
貸付人は、●●市●●区●●▲の▲▲の▲▲の▲▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地、株式会社●●。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は 810 m²。ほか 3 筆。

令和 5 年 12 月 28 日に合意解約しております。

ほか 4 件の合意解約となります。

報告事項 2 については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 3 についての説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。17 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 3、土地造成届出受理報告でございます。

番号 1。

内容としましては、当該農地は一筆内に複数の田があり、段差もあるため、造成して一枚の田にして作業の効率化を図るものでございます。

令和 6 年 2 月 2 日付けで、受理通知を行っております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

先ほど、岡藤委員から少し説明のあった場所でございます。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

次回の農業委員会定例総会ですが、令和 6 年 3 月 15 日、金曜日、9 時 30 分から、長門市役所本庁 3 階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、3 月 4 日、月曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

また、既にご案内しておりますが、農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。

三隅、長門地区につきましては、2月26日、月曜日、午前に三隅地区、午後に長門地区。油谷、日置地区につきましては、2月29日、木曜日、午前に油谷地区、午後に日置地区において開催いたします。ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時27分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年2月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 大 田 裕 美

議事録署名委員 木 村 正 雄